

低所得者支援及び定額減税調整給付金事業の実施について

総合政策部 総合政策課
行政経営部 税務課
健康福祉部 社会福祉課

1 趣旨

令和5年11月に閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、住民税非課税世帯への支援を実施しておりますが、この度、国から新たに低所得世帯支援枠を拡大して行う低所得者支援及び賃金上昇が物価高に追いついていない方の負担を緩和するため、所得税・個人住民税の定額減税を補足する給付が示されましたので、次のとおり実施します。

2 給付対象者・給付額

(1) 低所得者支援

- ア 住民税非課税世帯 10万円（給付は実施中） 別紙の【1】
- イ 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 10万円 別紙の【2】
- ウ 令和6年度に新たに住民税非課税又は均等割のみ課税になる世帯
10万円 別紙の【3】
- エ 住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のこども加算
18歳以下1人につき 5万円 別紙の【2】

(2) 調整給付金 別紙の【4】

所得税・個人住民税が課税されているが減税しきれない方
1万円単位で差額を支給

3 予算措置

- 補正予算計上額 987,956千円
- ・低所得者支援事業費 346,900千円
 - ・調整給付金事業費 569,620千円
 - ・事務費 71,436千円
 - ・財源内訳：国庫補助金 10/10

※不確定要素が多いことから、国が示した概算交付限度額を全額計上し、繰越を行うものです。

※概算交付限度額は、国が試算した見込み額の8割となっているため、給付対象者の詳細な推計が完了し、不足が生じた場合は、改めて補正予算で対応します。なお、実際の給付実績に基づき、不足する額は追加で国庫補助金が交付されます。

4 今後のスケジュール（予定）

(1) 低所得者支援

ア 令和5年度住民税非課税世帯（こども加算）

イ 令和5年度個人住民税均等割のみ課税世帯（こども加算含む）

対象世帯への確認書発送 令和6年3月中旬

申請期間 令和6年3月中旬から4月末

ウ 令和6年度非課税世帯、均等割のみ課税世帯（新規のみ・こども加算含む）

対象世帯への確認書発送 令和6年7月中旬

申請期間 令和6年7月中旬から8月末

(2) 調整給付金

対象世帯への確認書発送 令和6年8月上旬

申請期間 令和6年8月中旬から9月末

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

別紙

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」「迅速 (特に低所得の方々)」「適切 (できるだけ公平に)」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付

- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。